

10 バットに表示する印字

バットに表示する印字(マーク、品名、品番、選手名等)の色については、白・黒・シルバー・ゴールドの4色に限る。

11 グラブの大きさ

2015年に規則の規定をオーバーする大きさのグラブが使用されていることが発覚した。メーカーに対する調査の結果、ほとんどのメーカーが1インチ以内のサイズオーバーのグラブを製造・販売していることが判明した。すでに1991年頃から市場に流通しており、現在ではプロ・アマ、硬式・軟式を問わず、外野手においては90パーセント以上の選手に使用されているという。野球規則では日米ともに「グラブの先端から下端までが12インチ以下」とする規定は変わっていないが、米国では明文化されているかどうかは不明ながら、13インチまで容認しているという事実も分かった。すでに20年以上に渡り規定を超えるサイズのグラブや一塁手のミットが販売、使用され続け、事実上標準化されていることから、規則書で定める「12インチ」を厳格に適用すると、メーカーだけでなく、選手にも大きな混乱が生じることが予測された。

このことを踏まえ、プロ・アマ合同規則委員会では、2016年度の改正で規則3.05および3.06の後に「我が国では、縦の大きさを先端から下端まで13インチ(33.0センチ)以下とする。」という【注】を新設した。

その後、2016年版OBRの3.05と3.06に「13インチ」が明文化されたため、公認野球規則においても2017年度の改正で、一塁手のミット・グラブと捕手以外の野手のグラブの「縦の大きさを、先端から下端まで“13インチ(33.0センチ)”以下」と変更するとともに、2016年度に追加した【注】は不要となったので削除した。

12 投手用のグラブ

投手のグラブの色を制限している規則3.07(a)の前段は、2017年度に次のように改正された。

2016年度までの規定

- (a) 投手用のグラブは縫い目、しめひも、^{ウェブ}網を含む全体が1色であることが必要で、しかもその色は、白色、灰色以外のものでなければならない。
後段省略。

【注】アマチュア野球では、所属する連盟、協会の規定に従う。

2017年度の改正

- (a) 投手のグラブは、縁取りを除き白色、灰色以外のものでなければならない。

審判員の判断によるが、どんな方法であっても幻惑させるものであってはならない。後段省略。

【注】アマチュア野球では、投手のグラブについては、縁取り、しめひも、縫い糸を除くグラブ本体(捕球面、背面、^{ウェブ}網)は1色でなければならない。

投手のグラブの色について、OBRでは、すでに2006年に上記規定に改正されていたが、日本では「全体が1色でなければならない」という表現がなくなることによって予想される混乱を避けるため」という理由から、この改正を受け入れていなかった。しかし、各カテゴリーによる国際大会が頻繁に行われるようになった今、いつまでも日本だけのルールに縛られている時代でもなく、また、日本の規則委員会の「原文に忠実な規則書を」との方針からも、この改正に踏み切ることになった。

公認野球規則では、OBRの“piping”を「縁取り」と訳したが、メーカーのカタログでは「ヘリ革」と称しているものもある。巻末の資料で確認していただきたい。

なお、アマチュア野球では、「幻惑」(OBRでは“distracting”)の解釈に混乱が生じることのないよう、具体的な【注】を設定した。

また、最近個人名刺繍をグラブに入れるのが増えているが、その場合も色はグラブの色と同色でなければならない、場所は親指のつけ根部分1個所に限り、その長さはグラブの親指の半分を超えてはいけない。(社会人・大学・全軟連)なお、高校野球では個人名を入れることは認められていない。

投手用グラブの縫い糸の色については、白色、灰色、シルバー、光沢のある色および目立つ色は禁止とする。

投手用グラブについて整理すると次のようになる。

	社会人・大学・軟式	高校
グラブの色	縁取りを除き白色、灰色以外のもの。審判員の判断によるが、どんな方法であっても幻惑させないもの。 PANTONE®の色基準14番よりうすい色は使用できない。 縁取り、しめひも、縫い糸を除くグラブ本体(捕球面、背面、 ^{ウェブ} 網)は1色とする。	同左 本体カラーは、ブラウン系、オレンジ系、ブラックとする。 使用できるカラーであれば、表部と裏部(平裏)部のカラーが違っていても使用可とする。
縁取り	特に規定なし	同左
しめひも	白色、灰色以外のもの	グラブ本体と同色でなければならない。ただし、グラブ本体と同系色で目立たないものについては差し支えない。
はみ出し	グラブ本体と同系色で目立たないもの、もしくは革の自然色。	同左

	社会人・大学・軟式	高校
縫い糸	白色、灰色、シルバー以外とする。ただし、光沢のある色および目立つ色は認められない。	特にカラー制限を定めない
ウェブ	投手用グラブのウェブには、同色であれば、背番号のプレス、刻印（レーザー刻印）または切り抜きを認める。ただし、その大きさは、縦3.5センチ、横3.5センチ以内とする。 ウェブおよび小指の部分に個人名、学校名、チーム名等（イニシャルを含む）の刺繍を入れることは認めない。選手個人のデザイン（図案）または商標に類するデザインも不可とする。	特に規定なし
商標	材質：布片、刺繍または野球規則委員会の承認を受けた樹脂製の成型物によるもの 表示箇所：背帯あるいは背帯に近い部分、また親指のつけ根部分のうちいずれか1箇所 大きさ：縦4.0センチ、横7.0センチ以下 色：文字の部分を含み、すべて白色または灰色以外の色	材質：布片に刺繍または樹脂の成型物のほか、連盟が認めたものとする。 表示箇所：同左 大きさ：同左 色：同左
マーク類	材質：布片、刺繍または野球規則委員会の承認を受けた樹脂製の成型物（エナメルによる表示は認められない）によるもの 表示箇所：親指の近い箇所に限定 大きさ：縦3.5センチ、横3.5センチ以下 色：文字の部分を含み、すべて白色または灰色以外の色 品名、品番、マーク類などをスタンプによって表示する場合の色は、ブラックまたは焼印の自然色でなければならない。	材質：布片に刺繍または樹脂の成型物のほか、連盟が認めたものとする。 表示箇所：同左 大きさ：同左 色：同左 同左
個人名	個人名刺繍をグラブに入れる場合、その色はグラブ本体の色と同色とし、親指のつけ根部分1箇所に限定する。大きさは最長でもグラブの親指部分の半分を超えてはならない。	グラブの表面（捕球面・背面）に氏名、番号、その他の文字を表記することを禁止する。
メッシュ	メッシュ入りのグラブを認める。 メッシュの部分と他の革の部分の色が異なるグラブおよび他の部分が、たとえば色褪せて本来の色を失ったり、変色したりして明らかに「二色」に変わったグラブは、3.07 (a) 【注】に抵触すると判断し、その使用を禁止する。	メッシュ入りのグラブは認めない。

13 野手のグラブ

2016年度の規則改正により、3.06の冒頭部分の「一塁手、捕手以外の野手の革製グラブの・・・」のうち、「一塁手」が削除され、一塁手はミット、グラブのどちらを使用してもよいことが明確になった。

なお、外野手などの野手が一塁手のミットを使用できないことも、プロ・アマ合同規則委員会において再確認された。

2017年度の規則改正で、「皮」または「皮革」をすべて「革」に書き換えた。これは、OBRは全て“leather”となっていて、「皮」（“skin”）は加工される前の状

態のものであり、実際にボールやグラブに使用されているものは加工した（なめした）後の「革」（“leather”）であるということによる。規則3.04、3.05、3.06において20箇所を変更した。

14 野手のグラブの色

2014年度より規則3.07 (a) の後段は、次のように改正になり、野手のグラブの色についても制限が加えられるようになった。

規則3.07

(a) (前段省略) 守備位置に関係なく、野手はPANTONE®の色基準14番よりうすい色のグラブを使用することはできない。

【注】アマチュア野球では、所属する連盟、協会の規定に従う。

この規則は、グラブ本体、パーツ（ひも革、縁取り、玉ハミ）にも適用するが、ハミ出し（切ハミ）についてはこの限りではない。

PANTONE®とは、米国のカラー印刷用インクで、その色見本帳が広く世界の標準として使われているのだが、ただ一般人には14番と言っても、あるいはグラブを見ただけではまったく識別が不能である。次の色が14番の色でこれより明るいあるいはうすい色のグラブは認められないということである。

(巻末資料を参照)

野手のグラブにまで色の制限が加わったのは、たとえば外野手が前進してラインドライブを地面すれすれでキャッチしようとしたとき、グラブの色とボールの色とが同じだとダイレクトキャッチだったのか、ショートバウンドだったのか判別が難しいケースがあるとの理由からである。確かに審判員にとってキャッチ、ノーキャッチの判定はトラブルボールと言って難しい判定の一つである。

なお、野手には捕手も含む。また、ツートンカラーのグラブの使用は認められるが、その場合でも規定に合致する色同士の2色でなければならない。

また、この規則は硬式用グラブ全体に適用されるが、アマチュア野球ではその影響が大きすぎることから、アマ【注】を挿入して、各団体の規定に従うこととした。社会人、大学は引き続き2015年度および2016年度の2年間を猶予期間としたが、2017年度から適用している。また、高校野球では2015年度から投手、野手を問わず使用するグラブについて「本体カラーは、ブラウン系、オレンジ系、ブラック」となっている。そして、軟式はこの規則を適用せず、従来通りの対応となっている。

※本書の内容に関するご意見、ご意見等、また実際のゲームで起きたプレイについて疑問等が生じましたら、前頁の「野球規則に関する質問票」を使って下記までお問い合わせください。

■アマチュア野球規則委員会
Fax : 03-6262-5490

野球規則を正しく理解するための
野球審判員
Baseball Umpire Manual 第3版
マニュアル

—規則適用上の解釈について—

2012年11月1日 第1版第1刷発行
2014年5月1日 第2版第1刷発行
2017年5月1日 第3版第1刷発行

編集 一般財団法人全日本野球協会・アマチュア野球規則委員会
発行人 池田哲雄
発行所 株式会社ベースボール・マガジン社
〒103-8482
東京都中央区日本橋浜町2-61-9 TIE浜町ビル
電話 03-5643-3930 (販売部)
03-5643-3885 (出版部)
振替 00180-6-46620
<http://www.sportsclick.jp/>

協力 ミズノ株式会社
装丁・デザイン イエロースパー
印刷・製本 大日本印刷株式会社

●参考文献

『わかりやすい公認野球規則1993』(鈴木美嶺・郷司裕編/ベースボール・マガジン社)
[Major League Baseball Umpire Manual 2016]
『メジャーリーグの書かれざるルール』(ボール・ディクソン/朝日新聞出版)
『メジャー・リーグを100年分楽しむ』(佐山和夫/河出書房新社)
審判メカニクスハンドブック (日本野球協議会・オペレーション委員会・審判部会)
都道府県審判指導員マニュアル (全日本野球協会・アマチュア野球規則委員会)
審判員講習会マニュアル (全日本野球協会・アマチュア野球規則委員会)
キャンプゲームマニュアル (全日本野球協会・アマチュア野球規則委員会)
高校野球審判の手引き (日本高等学校野球連盟)
競技者必携 (全日本軟式野球連盟)

© 全日本野球協会 2017 Printed in Japan
ISBN978-4-583-11104-9 C2075

本書の図版、文書の無断掲載を厳禁します。
落丁、乱丁がございましたら、お取り替えいたします。
定価はカバーに表示してあります。

●グラブパーツ名称

縁取り(ヘリ革)



ハミ出し

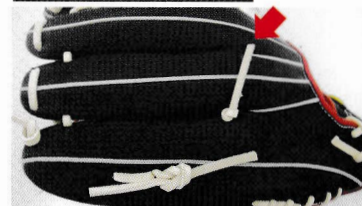


①ハミ出し



②ハイピングハミ出し

ひも革



ひも革(白)

カラー

シルバー(03)	ブラック(09)	Iブラック(092)	オレンジ(54)	スプレンドイトオレンジ(52)
ロイヤルブルー(22)	Dブルー(29)	ナチュラルライム(40)	ナチュラル(47)	USAコルク(59)
レッド(62)	ローズブラウン(66)	ローズブラウン(66)	チェストナツツ(31)	

これらのカラーの中で
シルバー(ホワイト)は使用不可。
なお、PANTONE®14番の
色のイメージは次ページのとおり

投手用グラブの取り扱いについて

1. 現行の取り扱いについて

公認野球規則に則り下記の通りとしている。

【3.07 (a)】

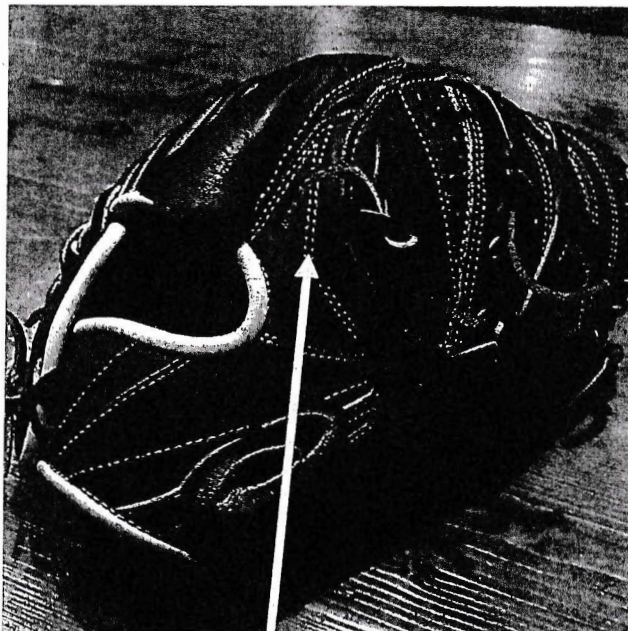
投手のグラブは、縁取りを除き白色、灰色以外のものでなければならない。審判員の判断によるが、どんな方法であっても幻惑させるものであってはならない。～以下省略～

2. 変更内容について

内容：グラブの縫い糸の色について、本連盟では、「白/グレー/シルバー以外。光沢のある色及び目立つ色は認められない。」と制限をしているが、いずれも「制限なし」とする。

理由：アシックス社製投手用グラブにおいて、既に縫い糸が白色の製品が販売、流通しており、ユーザーのグラブ買い替えに係る経費負担等を考慮し、また特に競技運営上差し支えないとの判断のもと使用制限を廃止とする。

参考：①アシックス社製投手用グラブ画像



※縫い糸が白色

②日本高等学校野球連盟の取り扱いについて

縫い糸の色に関しては、制限をしていない。

グラブの取り扱いについて

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

	投手	野手
本体カラー	受・背・ウェブは同色 白/グレー/PANTONE の色基準 14番より薄い色以外は制限なし	制限なし
ハミダシ	本体同系色または 革の自然色	制限なし
へり革	制限なし	制限なし
紐	白/グレー/PANTONE の色基準 14番より薄い色以外は制限なし	制限なし
縫い糸	制限なし	制限なし
指掛け	本体同色	制限なし
刺繍	親指部分の付け根一か所のみ(本 体同色)	制限なし